



暴力のない、誰もが安全・安心に暮らせる地域に

「女性だから」「男らしくないから」などジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)を理由にした暴力は、性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、その他多岐にわたり、性別を問わず被害者になりえます。本町では、男女共同参画推進総合計画に基づき、その根絶に取り組みます。

計画の重点目標Ⅴ ジェンダーに起因する暴力の根絶

施策の方向

- 1 暴力を容認しない意識の醸成
- 2 配偶者等から暴力の防止および被害者支援
- 3 性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者支援

主な取組

- ・暴力を容認しない意識を育む人権教育・啓発
- ・ジェンダーに起因する暴力を防止するための教育・啓発と環境整備
- ・被害者の相談への対応
- ・被害者の安全確保、心身の健康回復と生活の安定に向けた支援
- ・家庭内のDVにより傷ついた子どもの支援
- ・被害者が安心して相談でき、支援が受けられる体制の充実

■暴力の背景

暴力は、腕力や経済力、社会的影響力などで優位に立つ者が、弱い立場の者を支配し、自分の思いどおりになるようにコントロールする手段として使われます。身体的な暴力だけでなく、様々な暴力の形があり、多くの場合は複数の暴力が重なって起こります。そのうちジェンダーに基づく暴力は、社会構造上の問題が大きくかかわっています。暴力は、人の尊厳や人権を深く傷つける絶対に許されない行為であり、あくまで加害者に責任があります。

【ジェンダーに基づく暴力の背景】 ※被害者が相談をためらう要因にもなっています。

暴力を容認する社会通念

「男性が多少暴力をふるうのは仕方ない」
「暴力をふるわれる側にも原因がある」

性別にとらわれた価値観・思い込み

「男性は強くなければならない」
「女性は男性に従うべき」
「男は男らしく、女は女らしく」

性別を理由に役割を固定的に分ける考え方

「男性は仕事、女性は家庭」
「男性は主要な業務、女性は補助的業務」

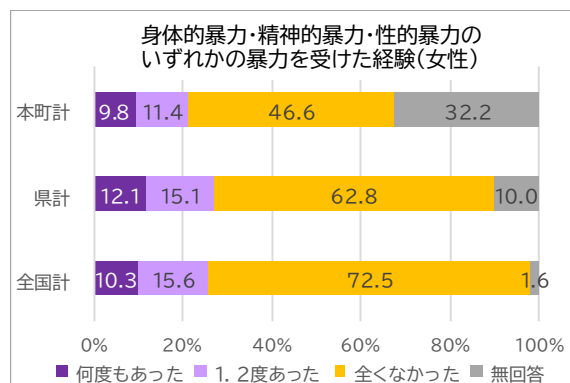
男女の格差

経済力(賃金)
社会的地位・信用

■身近な問題

本町が2023年に実施した住民意識調査では、配偶者や元配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかの暴力を「何度も」または「1,2度」受けた経験があると回答した結婚経験のある女性の割合は21.2%、10代または20代で交際相手から同様の暴力を受けた経験があると回答した女性の割合は17.9%でした。ともに無回答者の割合が高いことから、暴力を受けた経験のある人の割合は、もっと高い可能性があります。

あなたの身近にも、性犯罪・性暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等も含め暴力に悩んでいる人がいます。



※男女共同参画に関する住民意識調査結果は役場のHPに掲載中

■ためらわず相談を

前述の調査で、DVまたはデートDVを受けたと回答した女性のうち35.1%が、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と答えています。その割合は、県の同様の調査(50.6%)に比べると低く、家族や知人に相談できる環境は他の地域よりあると言えるものの、暴力の被害者は相談をためらい、状況は潜在化・深刻化する傾向にあります。

暴力に問題を抱えていたら、ひとりで悩まず、まずは相談してください。また、暴力に気づいたり、相談されたら、あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから始め、どんな時も「あなたは悪くない」と伝えてください。

専門相談窓口

※数字は電話番号です。相談時間など詳しくはホームページでご確認ください。

- ・鹿児島県男女共同参画センター(総合相談・配偶者暴力相談支援センター) 099-221-6630
- ・警察総合相談電話(県警) #9110または099-254-9110 **緊急の場合は110番**
- ・性暴力被害者サポートネットワークかごしま FLOWER #8891または099-239-8787
- ・性暴力に関するチャット相談 Cure time(17~21時対応チャット・メール相談、外国語も対応)
- ・性犯罪被害 110番(県警) #8103または099-206-7867
- ・DV相談ナビ(最寄りの配偶者暴力相談支援センター) #8008
- ・DV相談プラス(24時間対応電話相談、メール・チャット多言語相談)

※役場でも保健福祉課保健予防係(TEL72-1122)がDVの相談に対応しています。



全国展開される「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12~25日)の今年の啓発ポスター。本町でも、暴力防止の啓発活動や相談窓口の周知に取り組みます。